



内子町特別栽培農産物等認証制度

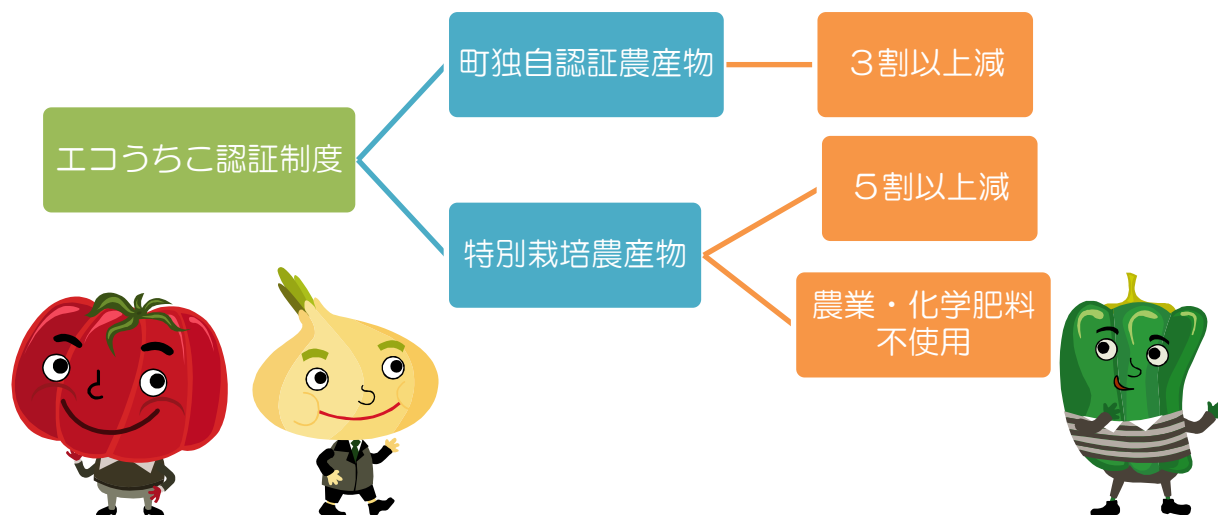
エコうちこ認証制度とは？

内子町では、「キラリと光るエコロジータウン・内子」のキャッチフレーズのもと、循環型農業を実践し、町農産物の安全・安心ブランドの確立のため、平成17年3月から「内子町特別栽培農産物等認証制度（エコうちこ認証制度）」を開始しました。

この制度は、農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づいて、町内の生産者が、内子町の栽培基準より化学肥料・科学合成農薬を5割以上減で栽培された農産物を認証する他「エコうちこ」として3割以上減も認証する制度です。

化学肥料・科学合成農薬 内子基準		
3割以上減	5割以上減	不使用
 農薬・化学肥料を 3割以上削減した 農産物の認証シール	 農薬・化学肥料を 5割以上削減した 農産物の認証シール	 無農薬・無化学肥料で 栽培した農産物の 認証シール

認証された農産物を「エコ内子農産物」といいます。



対象作物

野菜及び果実（加工したものを除く。）並びに穀類、豆類

認証要件

特別栽培農作物等

- 1 管理責任体制の明確化
- 2 栽培履歴の記録・公表
- 3 栽培ほ場の区別
- 4 施肥・防除の適正管理

精 米

- 1 管理責任体制の明確化
- 2 とう精履歴の記録・公表
- 3 単体でのとう精

認証の範囲

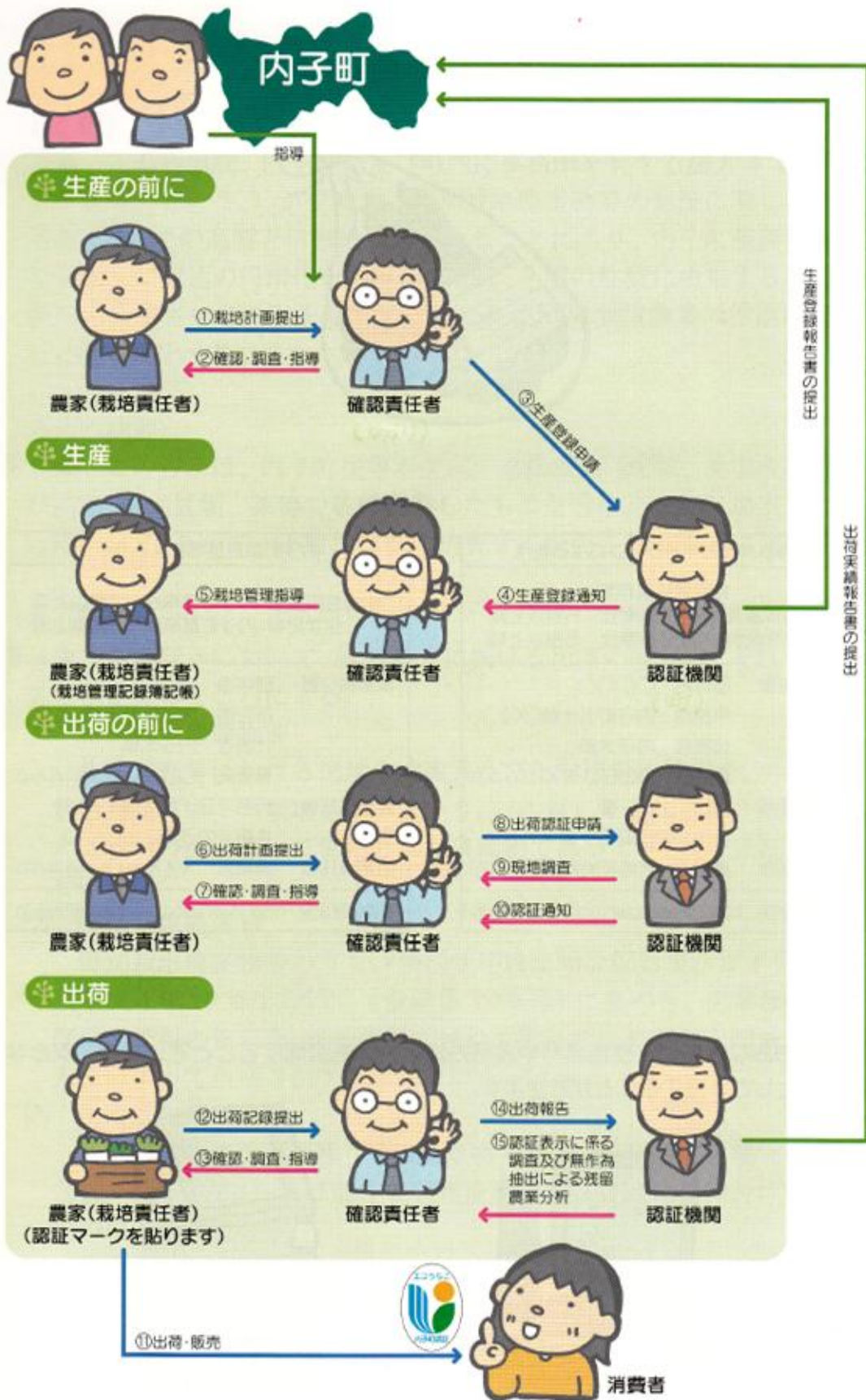
区 分		化学合成農薬			
		不使用	5割減	3割減	慣 行
化学肥料	不使用	特別栽培農作物			
	5割減				
	3割減	町独自認証農産物			
	慣 行				

認証のしくみ

生産者（確認責任者）は、認証機関に認証申請を行い、栽培計画に基づいた農作物の栽培管理とその記録を行います。認証を受けた農産物には、認証マークを貼付して販売します。

認証機関は、申請内容を審査しその結果を生産者に通知します。また、栽培期間中に現地調査を実施し、その結果に基づいて、農産物の出荷前認証を行います。





認証の表示



農林水産省ガイドラインによる表示	
特別栽培農作物	
化学合成農薬:内子町基準比	5割以上減
化学肥料:内子町基準比	5割以上減
確認責任者	団体名 ○○○○
	所在地 内子町五十崎○○○
	代表者 内子太郎
	連絡先 ○○○○-××-△△△△
産地責任者	氏名 小田一郎
又は	住所 内子町五十崎×××
栽培責任者	連絡先 ××××-△△-○○○○
町の認証状況 http://www.town.uchiko.ehime.jp	

内子町認証基準による表示	
化学合成農薬:内子町基準比 3割以上減	
化学肥料:内子町基準比 3割以上減	
確認責任者	団体名 ○○○○
	所在地 内子町五十崎○○○
	代表者 内子太郎
	連絡先 ○○○○-××-△△△△
産地責任者	氏名 五十崎太郎
又は	住所 内子町小田○○○
栽培責任者	連絡先 ××××-○○-△△△△
町の認証状況 http://www.town.uchiko.ehime.jp	



消費者のみなさんに、使用資材や栽培方法の情報を公開することで、安全・安心な農産物として販売することができます。

